

Client Alert

17 September 2024

本アラートに関する
お問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



村主 知久
パートナー
03 6271 9532
tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com



長橋 宏明
パートナー
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com

連邦地方裁判所が競業禁止義務条項を禁止する 米国連邦取引委員会最終規則の差し止めを認める判決を下す

2024年5月30日付 [Client Alert](#) に記載したとおり、Federal Trade Commission（米国連邦取引委員会、以下「FTC」）は2024年4月23日、米国全土で雇用主と worker¹ との間での退職後の競業禁止義務条項（以下、単に「競業禁止義務条項」）を禁止する内容の最終規則（以下「本規則」）を発表した²。発表後まもなく、本規則の有効性を争う訴訟が米国の複数の州で提起され、各訴訟の原告は、本規則の有効性に関する最終的な判決が出るまでの間、本規則の発効日を延期すること等を求めていた。

これらの一連の訴訟のうちテキサス州北部地区連邦地方裁判所は、2024年7月3日に対象を当該訴訟の原告に限定して本規則の発効日を延期する仮差止命令を出していたが、2024年8月20日、米国全土において本規則の効力を否定し、本規則の施行の差し止めを認める本案判決（以下「本判決」）を下した。

本規則により雇用主は、本規則の発効日以降、原則として worker に対する既存の競業禁止義務を執行することが禁止されることになるが、他方、本判決にしたがうと、雇用主は、本規則を遵守する必要がなくなり、現在 worker と締結している競業禁止義務条項をそのまま維持・執行できることになる。

テキサス州北部地区連邦地方裁判所は、本判決を下すに際して、Federal Trade Commission Act（FTC法）によるとFTCには競業禁止義務条項に関する規則を制定する権限がない点、FTCが競業禁止義務条項を禁止することの「合理的な根拠」を示さず、また、代償措置を合理的に検討しなかったことが、Administrative Procedure Act（行政手続法）に違反している点等を理由として述べた。他方、FTCは、本判決に対して控訴を検討している旨の声明を出すと共に、FTCが事案毎に競業禁止義務条項の有効性に異議を呈し法執行を実施することについては、本判決で何ら否定されておらず、本件の帰趨に関わらず引き続き可能である点にも言及している。

また、上記テキサス州北部地区連邦地方裁判所以外にも、ペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所及びフロリダ州中部地区連邦地方裁判所において訴訟が係属している。ペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所は、2024年7月23日、FTCには競業禁止義務条項に関する規則を制定する権限があり、憲法上の問題は生じない点、原告が競業禁止義務条項により回復不可能な損害を受ける点を立証できていない点等を理由として、原告の仮差止命令を認め

¹ worker とは、有給、無給を問わず、他の州法・連邦法における職位、法的地位に関係なく、労働する又は過去に労働した自然人をいい、具体的には、従業員、業務受託者（請負人）、エクスターン、インターン、ボランティア、研修生、サービスを提供する個人事業主を含むとされている。本規則§ 910.1 を参照。

² https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/noncompete-rule.pdf

なお、Non-compete clause、employment、senior executive、worker 等、各用語の定義については本規則§ 910.1 を参照。



多根井 健人
シニア・アソシエイト
03 6271 9704
kento.taneji@bakermckenzie.com

ないという結論に至っているが、原告は裁判所に対して 2024 年 11 月 27 日までに判決を下すことを求めている。他方、フロリダ州中部地区連邦地方裁判所は、2024 年 8 月 15 日、FTC には競業避止義務条項に関する規則を制定する権限がない点、憲法上の懸念がある点等を理由として、対象を当該訴訟の原告に限定して本規則の施行を禁止する仮差止命令を出している。

このように、本規則の有効性等については、各連邦地方裁判所でも判断が割れているところであり、今後の状況をさらに注視していく必要がある。

以上